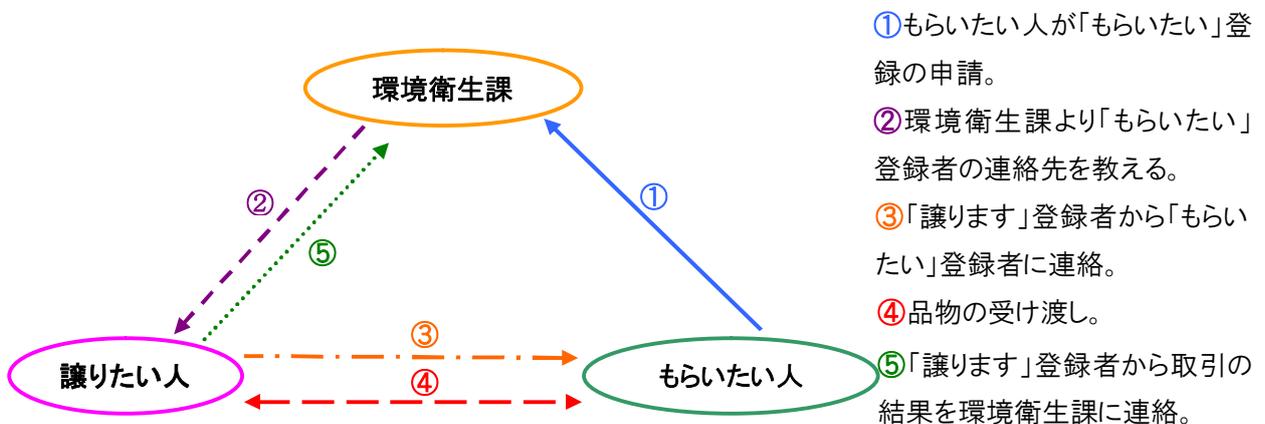


# 「譲ります」登録者の品物をもらいたい方

## 【手続きの流れ】

1. 環境衛生課に連絡していただき「もらいたい」登録の申請をしていただきます。環境衛生課より「譲ります」登録者の方に「もらいたい」登録者の連絡先をお教えします。
2. 「譲ります」登録者から「もらいたい」登録者に連絡をしていただき品物の受け取りなどについて直接交渉していただきます。
3. 品物の譲渡については、両者で行っていただきます。
4. 結果を環境衛生課に連絡していただきます。(登録削除等に必要となりますので必ずご連絡をお願いいたします。)



## 【注意事項】

- ・ 登録については合志市民に限ります。
- ・ ご紹介後、受け取りが成立しましたら、速やかに環境衛生課にご連絡をお願いします。
- ・ 品物の譲渡は、無償で行ってください。
- ・ 取引等に関するトラブルについては、合志市では一切関与いたしません。

